

消防審査項目確認表(平成20年4月1日 松戸市消防局告示第1号)

(図面番号欄に各項目の裏付けとなる図面の番号を記載。)

項 目				図面番号	確認欄
1 消防法関係					
(1) 建築基準関係規定					
ア 消防法第17条(消防用設備等の設置、維持)					
建築物概要					
全体	構造		区 分		
	工事種別		階 数		
	高 さ		壁、天井の内装		
階別	用途・項 収容人員		延べ面積		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
	階	用途・項 無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
	階	用途・項 無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
	階	用途・項 無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
	階	用途・項 無窓階判定	収容人員		
	階	用途・項 無窓階判定	床面積		
※ 床面積;増築等で既存部分がある場合は、その面積を()で記入。					
※ 階の用途が複数ある場合は、用途ごとの面積、収容人員も()で記入。					
用途ごとの面積・収容人員					
用 途		面 積	収容人員		
1、2階の床面積の合計					
地階の床面積の合計					
令13条	自動車の修理又は整備の用に供される部分	階・面積	階	m ²	
	駐車のに供される部分	階・面積	階	m ²	
		機械式駐車場台数		台	
	電気設備	床面積		m ²	
	多量の火気使用	床面積		m ²	
	通信機器室	面積		m ²	
	少量危険物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数			
指定可燃物の貯蔵、取扱い	品名・数量・倍数				
	その他				
設置する消防用設備等					

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項 目	図面番号	確認欄
特記事項		
屋内消火栓設備・2倍読み・3倍読み		
屋外消火栓設備・同一敷地内複数建築物床面積合算		
消防用水・同一敷地内複数建築物床面積合算		
令8区画適用		
令9条適用		
スプリンクラー設備・規則12条の2区画適用・規則13条区画適用		
避難器具・規則26条適用		
渡り廊下等の接続・S50消防安26号適用		
令29条の4適用・40号省令		
令29条の4適用・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備		
特殊消防用設備等・排煙設備に代えて加圧防煙設備		
令32条適用・自動火災報知設備免除(H14.12.17消防予595号)		
消防施設等設置承認申請書 承認年月日・番号		
イ 火を使用する設備、器具等に対する規制(消防法第9条、松戸市火災予防条例第3条～第31条)		
コンロまわり 厨房設備 PSの構造・階段からの距離 発電設備 変電設備 その他()		
ウ 住宅用防災機器(消防法第9条の2、松戸市火災予防条例第31条の2～第31条の7)		
エ 映写室の構造及び設備の基準(消防法第15条)		
(2) その他		
ア 圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出(消防法第9条の3)		
品名、数量()		
イ 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの基準(消防法第9条の4、松戸市火災予防条例第32条～第37条の3)		
品名、数量()		
ウ 消防法第10条(危険物の貯蔵・取扱いの制限等)		
品名、数量()		
エ 避難管理・雑則(松戸市火災予防条例第38条～第52条)		
届出(防火対象物使用開始・発電設備・変電設備・その他[])		
避難口		
オ その他		
(ア) 防火管理	該当・該当なし	
一括・テナントごと・その他()		
同一敷地内の収容人員合算	有・無	
(イ) 共同防火管理	該当・該当なし	
(ウ) 防災防火対象物	該当・該当なし	
(エ) 防火対象物点検報告	該当・該当なし	
カ 消防用設備等設置基準(松戸市消防局予防課・平成19年6月現在)		
	適・否	
2 建築基準法関係		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項 目	図面番号	確認欄
(1)道路との関係、敷地内通路		
ア 敷地内の通路(法35条、令128条)		
イ 大規模な木造等の建築物の敷地内における通路(法35条、令128条の2)		
ウ 敷地と道路との関係(法43条)		
エ 道路内の建築制限(法44条)		
(2)主要構造部の制限		
ア 大規模な建築物の主要構造部(法21条1項、2項)		
イ 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(法27条)		
ウ 無窓の居室等の主要構造部(法35条の3)		
エ 防火地域内の建築物(法61条)		
オ 準防火地域内の建築物(法62条)		
(3)屋根		
ア 屋根不燃化区域内の建築物の屋根(法22条)		
イ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の屋根(法63条)		
(4)外壁等		
ア 屋根不燃化区域内の木造建築物等の外壁(法23条)		
イ 屋根不燃化区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁等(法24条)		
ウ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部の防火戸(法64条)		
エ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の隣地境界線に接する外壁(法65条)		
(5)防火区画		
ア 防火壁(法26条)		
イ 防火区画・面積区画(法36条、令112条)		
ウ 防火区画・竪穴区画(法36条、令112条)		
エ 防火区画・異種用途区画(法36条、令112条)		
オ 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁(法36条、令114条)		
(6)廊下		
ア 廊下の幅(法35条、令119条)		
(7)階段		
ア 直通階段の設置(法35条、令120条)		
イ 二以上の直通階段を設ける場合(法35条、令121条)		
ウ 屋外階段の構造(法35条、令121条の2)		
エ 避難階段の設置(法35条、令122条)		
オ 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅(法35条、令124条)		
カ 階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏み面の寸法(法36条、令23条)		
キ 踊り場の位置及び踏幅(法36条、令24条)		
ク 階段及び踊り場の手すり(法36条、令25条)		
ケ 階段に代わる傾斜路(法36条、令26条)		
(8)出入口		
ア 客席からの出入り口の戸(法35条、令118条)		
イ 屋外への出口(法35条、令125条)		
ウ 屋外への出入口等の施錠装置の構造等(法35条、令125条の2)		
(9)屋上広場		
ア 屋上広場等(法35条、令126条)		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

項 目	図面番号	確認欄
(10)内装制限		
ア 特殊建築物等の内装(法35条の2)		
(11)非常用昇降機		
ア 非常用の昇降機(法34条2項)		
(12)排煙設備		
ア 排煙設備の設置(法35条、126条の2)		
(13)非常用照明		
ア 非常用の照明装置の設置(法35条、令126条の4)		
(14)非常用進入口		
ア 非常用の進入口の設置(法35条、令126条の6)		
(15)地下街		
ア 地下街(法35条、令128条の3)		
(16)簡易な構造の建築物		
ア 簡易な構造の建築物に対する制限(法84条の2)		
(17)条例附加(法40条→千葉県建築基準法施行条例第6条～)		
ア 法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物		
イ 長屋		
ウ 倉庫		
エ 自動車車庫		
オ 自動車修理工場		
3 その他の法令		
4 備考		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

消防審査項目確認表(平成20年4月1日 松戸市消防局告示第1号)

(図面番号欄に各項目の裏付けとなる図面の番号を記載。)

項 目				図面番号	確認欄	
1 消防法関係 ← 「建築基準関係規定」(建基法6条、建基令9条)と「その他」						
(1) 建築基準関係規定 に分類し、法的位置づけを明確化した。						
ア 消防法第17条(消防用設備等の設置、維持)					○	
建築物概要						
全体	構造	鉄筋コンクリート造	区 分	耐火建築物	2~5	○
	工事種別	新築	階 数	7/0		
	高 さ	21m	壁、天井の内装	準不燃材料		
	用途・項 収容人員	複合用途・16項イ 470人	延べ面積 特定1階段	4,000㎡ 該当なし		
階別	地下1階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項口(駐車場) —	床面積 収容人員	500㎡ 0人	6~10 ○
	1階	用途・項 無窓階判定	物品販売店・4項 普通階	床面積 収容人員	500㎡ 260人	
		2階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項口 普通階	床面積 収容人員	500㎡ 35人
	3階		用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項口 普通階	床面積 収容人員	500㎡ 35人
		4階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項口 普通階	床面積 収容人員	500㎡ 35人
	5階		用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項口 普通階	床面積 収容人員	500㎡ 35人
		6階	用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項口 普通階	床面積 収容人員	500㎡ 35人
	7階		用途・項 無窓階判定	共同住宅・5項口 普通階	床面積 収容人員	500㎡ 35人
		※ 床面積;増築等で既存部分がある場合は、その面積を()で記入。				
	※ 階の用途が複数ある場合は、用途ごとの面積、収容人員も()で記入。					
	用途ごとの面積・収容人員					
	用 途		面 積		収容人員	
	物品販売店・4項		500㎡		260人 6~7	
	共同住宅・5項口		3,500㎡		210人	
1、2階の床面積の合計		1,000㎡		6~7		
地階の床面積の合計		500㎡		6		
令13条	自動車の修理又は整備の用に供される部分		階・面積	階	㎡	
	駐車のに供される部分		階・面積	地下1階	500㎡	6
			機械式駐車場台数	— 台		
	電気設備		床面積	㎡		
	多量の火気使用		床面積	㎡		
	通信機器室		面積	㎡		
	少量危険物の貯蔵、取扱い		品名・数量・倍数			
	指定可燃物の貯蔵、取扱い その他		品名・数量・倍数			
設置する消防用設備等						
消火器	屋内消火栓設備	泡消火設備			8~25	
自動火災報知設備	放送設備					
避難器具	誘導灯					
連結送水管						

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

項 目	図面番号	確認欄
特記事項		
屋内消火栓設備・2倍読み・3倍読み	26	○
屋外消火栓設備・同一敷地内複数建築物床面積合算		
消防用水・同一敷地内複数建築物床面積合算		
令8区画適用・2階床		
令9条適用・2階○○		
スプリンクラー設備(規則12条の2区画適用・規則13条区画適用)	31	○
避難器具・規則26条適用(3階屋外避難階段により免除1)		
渡り廊下等の接続・S50消防安26号適用あり		
令29条の4適用・40号省令		
令29条の4適用・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備		
特殊消防用設備等・排煙設備に代えて加圧防煙設備		
令32条適用・自動火災報知設備免除(H14.12.17消防予595号)	37	○
消防施設等設置承認申請書 承認年月日・番号 平成○年○月○日 第○号		○
イ 火を使用する設備、器具等に対する規制(消防法第9条、松戸市火災予防条例第3条～第31条)		○
コン(ロ)まわり 厨房設備 RSの構造・階段からの距離 発電設備 変電設備 その他()	38～42	○
ウ 住宅用防災機器(消防法第9条の2、松戸市火災予防条例第31条の2～第31条の7)	—	○
エ 映写室の構造及び設備の基準(消防法第15条)	—	○
(2) その他		
ア 圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出(消防法第9条の3)	—	○
品名、数量()		
イ 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの基準(消防法第9条の4、松戸市火災予防条例第32条～第37条の3)	—	○
品名、数量()		
ウ 消防法第10条(危険物の貯蔵・取扱いの制限等)	—	○
品名、数量()		
エ 避難管理・雑則(松戸市火災予防条例第38条～第52条)		○
届出(防火対象物使用開始・発電設備(変電設備・その他[]))	—	○
避難口	43	○
オ その他		
(ア) 防火管理	該当・該当なし	○
一括・テナントごと・その他()		○
同一敷地内の収容人員合算	有(無)	○
(イ) 共同防火管理	該当・該当なし	○
(ウ) 防災防火対象物	該当・該当なし	○
(エ) 防火対象物点検報告	該当・該当なし	○
カ 消防用設備等設置基準(松戸市消防局予防課・平成19年6月現在)		
(適・否)		○
2 建築基準法関係	平成7年1月10日消防予第2号「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」による分類	○

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

項 目	図面番号	確認欄
(1) 道路との関係、敷地内通路 物の確認に対する同意事務の取扱いについて」による分類		
ア 敷地内の通路(法35条、令128条)	44	○
イ 大規模な木造等の建築物の敷地内における通路(法35条、令128条の2)	—	○
ウ 敷地と道路との関係(法43条)	44	○
エ 道路内の建築制限(法44条)	44	○
(2) 主要構造部の制限		
ア 大規模な建築物の主要構造部(法21条1項、2項)	—	○
イ 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(法27条)	45	○
ウ 無窓の居室等の主要構造部(法35条の3)	—	○
エ 防火地域内の建築物(法61条)	—	○
オ 準防火地域内の建築物(法62条)	—	○
(3) 屋根		
ア 屋根不燃化区域内の建築物の屋根(法22条)	45	○
イ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の屋根(法63条)	—	○
(4) 外壁等		
ア 屋根不燃化区域内の木造建築物等の外壁(法23条)	—	○
イ 屋根不燃化区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁等(法24条)	—	○
ウ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部の防火戸(法64条)	—	○
エ 防火地域内又は準防火地域内の建築物の隣地境界線に接する外壁(法65条)	—	○
(5) 防火区画		
ア 防火壁(法26条)	—	○
イ 防火区画・面積区画(法36条、令112条)	46	○
ウ 防火区画・竪穴区画(法36条、令112条)	46	○
エ 防火区画・異種用途区画(法36条、令112条)	46	○
オ 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁(法36条、令114条)	47	○
(6) 廊下		
ア 廊下の幅(法35条、令119条)	48	○
(7) 階段		
ア 直通階段の設置(法35条、令120条)	2～5	○
イ 二以上の直通階段を設ける場合(法35条、令121条)	2～5	○
ウ 屋外階段の構造(法35条、令121条の2)	2～5	○
エ 避難階段の設置(法35条、令122条)	2～5	○
オ 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅(法35条、令124条)	—	○
カ 階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏み面の寸法(法36条、令23条)	2～5	○
キ 踊り場の位置及び踏幅(法36条、令24条)	2～5	○
ク 階段及び踊り場の手すり(法36条、令25条)	2～5	○
ケ 階段に代わる傾斜路(法36条、令26条)	—	○
(8) 出入口		
ア 客席からの出入り口の戸(法35条、令118条)	2	○
イ 屋外への出口(法35条、令125条)	2	○
ウ 屋外への出入口等の施錠装置の構造等(法35条、令125条の2)	3	○
(9) 屋上広場		
ア 屋上広場等(法35条、令126条)	—	○

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。

(記載例)

項 目	図面番号	確認欄
(10)内装制限		
ア 特殊建築物等の内装(法35条の2)	8	○
(11)非常用昇降機		
ア 非常用の昇降機(法34条2項)	—	○
(12)排煙設備		
ア 排煙設備の設置(法35条、126条の2)	52	○
(13)非常用照明		
ア 非常用の照明装置の設置(法35条、令126条の4)	53	○
(14)非常用進入口		
ア 非常用の進入口の設置(法35条、令126条の6)	54	○
(15)地下街		
ア 地下街(法35条、令128条の3)	—	○
(16)簡易な構造の建築物		
ア 簡易な構造の建築物に対する制限(法84条の2)	—	○
(17)条例附加(法40条→千葉県建築基準法施行条例第6条～)		
ア 法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物	5、8、7	○
イ 長屋	—	○
ウ 倉庫	—	○
エ 自動車車庫	25	○
オ 自動車修理工場	—	○
3 その他の法令	—	○
4 備考		

※ 添付図書は、A4のファイルに綴じられるように折り込んでください。